

広島県強度行動障害支援者養成研修事業者等指定要綱新旧対照表

改 正 後	改 正 前
広島県強度行動障害支援者養成研修事業者等指定要綱 第 1 条～第 4 条の 1 （略） （（事業者の指定） 第 4 条 知事は、前条の申請があった場合、次に定める要件を満たすものについて、事業者の指定を行う。 2 知事は、前項の規定にかかわらず、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を行わない。 （1）～（3） （略） （4） 知事又は他の都道府県知事（指定都市市長を含む。）により、アからウまでに掲げる研修又は研修の事業を行う者（以下「研修事業者」という。）としての指定等を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者であるとき。 ア 「指定居宅介護等の提供に当たる者として<u>こども家庭庁長官及び厚生労働大臣</u>が定めるもの」（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 538 号）第 1 条第 3 号から第 7 号及び第 20 号に規定する研修として指定等を受けた研修又は研修事業者 イ～（10） （略） （11） 申請者の代表者が、次のいずれかに該当する者であるとき。 ア <u>拘禁</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 （11）イ～ 3 （略） 第 5 条～第 23 条 （略） （中略） 附 則 （施行期日） この要綱は、令和 5 年 5 月 1 日から施行から適用する。 <u>附 則</u> <u>（施行期日）</u> <u>この要綱は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。</u>	広島県強度行動障害支援者養成研修事業者等指定要綱 第 1 条～第 4 条の 1 （略） （（事業者の指定） 第 4 条 知事は、前条の申請があった場合、次に定める要件を満たすものについて、事業者の指定を行う。 2 知事は、前項の規定にかかわらず、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を行わない。 （1）～（3） （略） （4） 知事又は他の都道府県知事（指定都市市長を含む。）により、アからウまでに掲げる研修又は研修の事業を行う者（以下「研修事業者」という。）としての指定等を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者であるとき。 ア 「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 538 号）第 1 条第 3 号から第 7 号及び第 20 号に規定する研修として指定等を受けた研修又は研修事業者 イ～（10） （略） （11） 申請者の代表者が、次のいずれかに該当する者であるとき。 ア <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 （11）イ～ 3 （略） 第 5 条～第 23 条 （略） （中略） 附 則 （施行期日） この要綱は、令和 5 年 5 月 1 日から施行から適用する。

広島県強度行動障害支援者養成研修事業実施要領様式

改 正 後	改 正 前
様式第 7 号 誓約書 年 月 日 広島県知事 様 主たる事務所の所在地 法人・団体名 代表者の職・氏名 1 申請者が次のいずれにも該当しないことを 誓約します ・ 誓約しません (広島県強度行動障害支援者養成研修事業者指定要綱第 4 条第 2 項) (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。） 又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号。以下「障害者総合支援法施行令」という。）第 22 条及び第 22 条の 2 に定める法律により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 (2) 「広島県強度行動障害支援者養成研修事業者指定要綱」第 17 条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者 (3) 「広島県居宅介護職員初任者研修等事業者指定要綱」（平成 24 年 8 月 20 日施行）第 17 条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者 (4) 広島県知事又は他の都道府県知事（指定都市市長を含む。）により、アからウまでに掲げる研修又は研修の事業を行う者（以下「研修事業者」という。）としての指定等を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者 ア 「指定居宅介護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等」（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 538 号）第 1 条第 3 号から第 7 号及び第 20 号に規定する研修として指定等を受けた研修又は研修事業者 イ 介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第 3 条第 1 項第 2 号に規定する研修として指定を受けた研修又は研修事業者 ウ 「難病特別対策推進事業について」（平成 10 年 4 月 9 日付健医発第 635 号厚生省保健医療局長通知）の別紙「難病特別対策推進事業実施要綱」第 7 の 4 の (6) に規定する研修として指定を受けた研修又は研修事業者 (5) 障害者総合支援法に基づき、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定自立支援医療機関としての指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者 (6) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者としての指定又は許可を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者 (7) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づき、指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設、指定障害児相談支援事業者としての指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者であるとき。 (8) 第 2 号から前号に定める取消しの処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に当該事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して 5 年を経過しない者 (9) 居宅介護職員初任者研修等又は障害福祉サービス等の事業において、都道府県知事等が実施する検査等が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査等の結果に基づき、指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として 様式第 7 号 誓約書 年 月 日 広島県知事 様 主たる事務所の所在地 法人・団体名 代表者の職・氏名 1 申請者が次のいずれにも該当しないことを 誓約します ・ 誓約しません (広島県強度行動障害支援者養成研修事業者指定要綱第 4 条第 2 項) (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。） 又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号。以下「障害者総合支援法施行令」という。）第 22 条及び第 22 条の 2 に定める法律により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 (5) 「広島県強度行動障害支援者養成研修事業者指定要綱」第 17 条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者 (6) 「広島県居宅介護職員初任者研修等事業者指定要綱」（平成 24 年 8 月 20 日施行）第 17 条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者 (4) 広島県知事又は他の都道府県知事（指定都市市長を含む。）により、アからウまでに掲げる研修又は研修の事業を行う者（以下「研修事業者」という。）としての指定等を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者 ア 「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 538 号）第 1 条第 3 号から第 7 号及び第 20 号に規定する研修として指定等を受けた研修又は研修事業者 イ 介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第 3 条第 1 項第 2 号に規定する研修として指定を受けた研修又は研修事業者 ウ 「難病特別対策推進事業について」（平成 10 年 4 月 9 日付健医発第 635 号厚生省保健医療局長通知）の別紙「難病特別対策推進事業実施要綱」第 7 の 4 の (6) に規定する研修として指定を受けた研修又は研修事業者 (5) 障害者総合支援法に基づき、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定自立支援医療機関としての指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者 (6) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者としての指定又は許可を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者 (7) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づき、指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設、指定障害児相談支援事業者としての指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者であるとき。 (8) 第 2 号から前号に定める取消しの処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に当該事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して 5 年を経過しない者 (9) 居宅介護職員初任者研修等又は障害福祉サービス等の事業において、都道府県知事等が実施する検査等が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査等の結果に基づき、指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として	

改 正 後		改 正 前	
都道府県知事等が当該申請者に当該検査等が行われた日から 10 日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に当該事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して 5 年を経過しない者 (10) 前各号に掲げる場合のほか、申請者が、居宅介護職員初任者研修等又は障害福祉サービス等の事業において、基準違反に関する改善勧告、改善命令その他行政処分を受け、その内容についての改善がなされていない者 (11) 申請者の代表者が、次のいずれかに該当する者 ア 拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 イ 第 1 号に該当する者 ウ 第 2 号から第 6 号までのいずれかに該当する法人等において、当該取消しの理由となった事実があった時又はその事実が継続している間にその代表者であった者で、当該取消しの日から起算して 5 年を経過しない者 エ 第 7 号及び第 8 号に規定する期間内に事業の廃止の届出をした法人等（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）において、その代表者であった者で、当該届出の日から起算して 5 年を経過しない者 オ 労働に関する法律の規定であって障害者総合支援法施行令第 22 条の 2 に定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 (12) 社会福祉士及び介護福祉士法附則第 6 条に基づき、指定を受けた研修又は研修事業者で、社会福祉士及び介護福祉士法附則第 7 条に該当する者		都道府県知事等が当該申請者に当該検査等が行われた日から 10 日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に当該事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して 5 年を経過しない者 (10) 前各号に掲げる場合のほか、申請者が、居宅介護職員初任者研修等又は障害福祉サービス等の事業において、基準違反に関する改善勧告、改善命令その他行政処分を受け、その内容についての改善がなされていない者 (11) 申請者の代表者が、次のいずれかに該当する者 ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 イ 第 1 号に該当する者 ウ 第 2 号から第 6 号までのいずれかに該当する法人等において、当該取消しの理由となった事実があった時又はその事実が継続している間にその代表者であった者で、当該取消しの日から起算して 5 年を経過しない者 エ 第 7 号及び第 8 号に規定する期間内に事業の廃止の届出をした法人等（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）において、その代表者であった者で、当該届出の日から起算して 5 年を経過しない者 オ 労働に関する法律の規定であって障害者総合支援法施行令第 22 条の 2 に定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 (12) 社会福祉士及び介護福祉士法附則第 6 条に基づき、指定を受けた研修又は研修事業者で、社会福祉士及び介護福祉士法附則第 7 条に該当する者	
2 研修の認定を受けるにあたって、広島県強度行動障害支援者養成研修事業者指定要綱、広島県強度行動障害支援者養成研修実施要領その他関係法令等を遵守することを		2 研修の認定を受けるにあたって、広島県強度行動障害支援者養成研修事業者指定要綱、広島県強度行動障害支援者養成研修実施要領その他関係法令等を遵守することを	
誓約します ・ 誓約しません		誓約します ・ 誓約しません	